

民間放課後児童クラブ 運営団体公募要領

対象小学校区

- ・袋町小学校区
- ・八幡小学校区

令和 7 年 1 0 月
広島市こども未来局放課後対策課

民間放課後児童クラブ運営団体公募要領

1 公募の趣旨

近年、放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業。本市が運営するものは「広島市放課後児童クラブ」といいます。）の利用児童が増加傾向にあり、本市の放課後児童クラブだけでは利用希望者全員の受入れが困難な状況が生じていることから、放課後児童クラブの提供体制を確保することを目的として、放課後児童クラブの運営団体を募集します。

募集に当たっては、より質の高いサービスを提供していただくため、プロポーザル方式により運営団体を選考します。

補助単価の改定や広島市放課後児童クラブ事業の見直し等により、事業の内容が変更となる場合もあります。また、将来的に、各学区ごとの利用児童数の減少等により、学区内の定員に1クラス分以上の余剰が生じることとなった場合は、補助金の交付が継続とされないこともあります。

2 公募担当課

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目4番15号（広島市役所北庁舎別館1階）

広島市こども未来局放課後対策課

担当者：児玉、土手、青谷、小田、片山、井元、小田川、一安

電話（082）242-2014 ファクシミリ（082）242-2018

eメール hokago@city.hiroshima.lg.jp

3 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）の概要

(1) 事業の目的

放課後児童クラブは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項の規定に基づき、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に在学している児童に対し、放課後等に遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業（放課後児童健全育成事業）であり、仕事と子育ての両立支援や児童の健全育成の観点から重要な役割を担っています。

(2) 事業内容

広島市児童福祉施設設備基準等条例（平成24年広島市条例第58号）第7条に規定する基準を満たす事業であって、かつ、次の内容・機能を有するものとします。ただし、スポーツクラブや塾等を主たる目的とするものは、放課後児童クラブとは認められません。また、事業内容の一部としてスポーツ活動や宿題の学習支援等を行うことは可能ですが、これについて費用を徴収することはできません。

ア 児童の健康管理、情緒の安定の確保

イ 出欠確認を始めとする児童の安全確認、活動中及び来所・帰宅時の安全確保

ウ 児童の活動状況の把握

エ 遊びの活動への意欲と態度の形成

オ 遊びを通しての自主性、社会性及び創造性の醸成

カ 児童が宿題・自習等の学習活動を自主的に行える環境の整備及び必要な援助

キ 基本的な生活習慣を身につけさせることへの援助及び自立に向けた支援

ク 連絡帳等を通じた家庭との日常的な連絡、情報交換の実施

ケ その他児童の健全育成上必要な活動

(3) 運営場所

次の2小学校区において、1小学校区につき1クラブ募集します。同一の事業者が複数の小学校区において運営することや同一小学校区で複数クラブを運営することも可能です。

なお、当該小学校区以外の地区の対象児童も受入対象となります。

ア 袋町小学校区

イ 八幡小学校区

(4) 対象児童

広島市内に住所を有し、小学校に在学している児童であって、次のいずれかの事由により、家庭において適切な保護を受けられないことが常態であると認められる者としてします。

- ア 保護者が、就労のため、1週間のうち概ね4日以上、午後5時頃（広島市立学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則（昭和42年3月30日教育委員会規則第4号）第25条第1項第3号から第6号までに掲げる日（同条第2項の規定により同条第1項第3号から第6号までに掲げる日を変更した場合は変更後の期間。以下「長期休業中」という。）については正午頃）まで家庭にいないこと。
- イ 保護者が、疾病又は負傷の状態にあるか障害があること。
- ウ 保護者が、疾病又は負傷の状態にあるか障害がある親族等を常時介護していること。
- エ 保護者が、出産予定日前8週間（多胎妊娠の場合は14週間）に当たる日から出産日後8週間に当たる日までの間であること。
- オ 保護者が、大学・専門学校等へ通学中であること。
- カ その他児童を保護できない特別の事由があること。

(5) 定員

30人以上おおむね40人以下とします。

※ 定員や登録児童数に応じて補助金額が異なります（「4 補助金の対象経費及び金額」を参照）。また、最大収容人数は44人です。

(6) 開設日数

補助対象事業は令和8年4月1日（水）に開始することとし、開設日数については、補助対象事業の開始日から開始日の属する年度の末日までの期間において、本市が実施する広島市放課後児童クラブの開設日（以下に掲げる日を除く日）に準じ、その開設日数以上の日数を開設することとします。

ア 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

イ 日曜日

ウ 広島市立幼稚園・学校夏季一斉閉庁日（令和7年度は8月12日～14日）

エ 12月29日から12月31日まで

オ 1月2日から1月4日まで

(7) 開設時間

次に掲げる広島市放課後児童クラブの開設時間に準じ、その開設時間以上の時間を開設することとします。

ア 長期休業中・代休日・秋季休業日（イを除く。） 午前8時30分～午後6時30分

イ 土曜日 午前8時30分～午後5時

ウ ア及びイ以外の日 午後1時～午後6時30分

※ アについては、各放課後児童クラブが所在する小学校区の市立小学校における長期休業中・代休日・秋季休業日に合わせてください。

※ 広島市放課後児童クラブにおいて、長期休業中の朝の開設時間の延長（午前8時から午前8時30分まで）を、希望する利用者を対象として実施（詳しくは本市ホームページを参照）していますので、これに準じた取組を併せて実施してください。

(8) 施設・設備

次の基準を満たす施設とします。

ア 遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画（以下「専用区画」という。）を設けることとし、その面積は、児童1人につき1.65㎡以上とすること。ただし、利用する児童の安全上及び衛生上支障がないと認められるときは、専用区画を設けることに代えて、遊び及び生活の場としての機能のみを備えた区画（その面積が、児童1人につき1.65㎡以上のものに限る。）と静養するための機能のみを備えた区画とを分離して設けることができる。

イ 活動に要する遊具、図書及び児童の所持品を収納するためのロッカーのほか、生活の場として必要なカーペットや畳等を備えること。

ウ トイレ、手洗い等の設備を有し、衛生及び安全が確保されていること。

エ 昭和５６年耐震基準に基づき設計された建物である等、耐震性に問題ないことが確認されていること（なお、昭和５６年５月３１日以前に建築確認済証が交付され、着工した建物の場合、耐震診断報告書又は耐震補強工事実施済み証を証する書類が必要となります。）。

(9) 管理者及び職員配置

放課後児童クラブを管理する者（管理者）を配置することとします。

また、開設時間中は職員を常時２人以上配置すること（管理者との兼務可）とし、うち１人以上は有資格者（※）とします。

※ 放課後児童健全育成事業基準省令第１０条第３項各号のいずれかに該当する者であって同項の研修を修了したもの（放課後児童健全育成事業基準省令第１０条第３項各号のいずれかに該当し、放課後児童健全育成事業者に新たに採用された者であって、その新たに採用された日から起算して１年を経過する日の属する年度の末日までの間に当該研修を修了することが見込まれる者を含む。）

(10) 保険加入

児童を対象とした施設賠償責任保険、傷害保険等の必要な損害保険に加入することとします。

(11) 運営経費

放課後児童クラブの運営に要する経費について、その一部を「広島市民間放課後児童クラブ補助金交付要綱」に基づき補助します。（「４ 補助金の対象経費及び金額」を参照）

※ 補助の対象となる経費は、原則、補助金の交付決定以降に必要な経費となります。

(12) 利用料

広島市が定める月額利用料金を徴収していただきます。また、おやつ代や工作等の材料代、外出行事の際の利用児童の施設利用料及び交通費に要する実費相当額、その他市長が認めた費用については、利用料金とは別に徴収することができます。

なお、付加サービス（開設時間の延長等）を実施する場合や対象児童以外の児童が利用する場合に利用料を徴収することは任意としますが、長期休業中の朝の開設時間の延長（午前８時から午前８時３０分まで）に係る利用料を徴収する場合は、本市が定める年間利用料を上回る金額を年間利用料として徴収することはできません。ただし、付加サービスとして実施する事業が放課後児童健全育成事業に係るものでない場合や対象児童以外の児童が利用する場合は、補助事業の対象経費を按分することとなります。

(13) 保護者との意見交換会の開催

保護者と協働して事業を実施し、意見、要望の調整を行うため、保護者との意見交換会を年度に２回以上開催することとします。

また、令和８年３月７日（土）までに、放課後児童クラブの利用を検討する保護者に対し、保護者説明会を開催してください。

(14) 利用手続等

利用申込みの受付け、利用承諾の決定等は、各放課後児童クラブが実施することとします。

対象児童が利用する場合の手続については、広島市放課後児童クラブに準じ、別紙１「民間放課後児童クラブの利用手続等について」のとおり取り扱うこととします。

なお、補助対象事業の開始時の利用手続等については、本市と協議の上、設定することとします。

(15) 政治活動等の禁止

特定の政治団体や宗教を利する事業はできません。

(16) 関係法令等の遵守

労働基準法（昭和２２年法律第４９号）、建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）、その他関係法令等を遵守して運営してください。

4 補助金の対象経費及び金額

(1) 補助金の区分及び金額

補助項目	補助内容	補助上限額 〔令和8年4月1日から1年間開設した場合 ※令和7年度の補助上限額で算定〕
運営費補助	事業運営に係る人件費及び物件費を補助	「実支出額」又は「補助の内訳」に記載されている補助の合計額の低い方の額
	年間平均登録児童数に応じた額を補助 〔※1 児童数1～9人の区分については開設初年度及びその翌年度のみ補助する。〕	① 10～35人 883万円＋（年間平均登録児童数－10人）×5万4,000円 （例）年間平均登録児童数20人の場合 937万円 ② 36人以上 1,019万800円＋（年間平均登録児童数－36人）×1万800円（44人以上は一律） （※1）1～9人 715万4,000円
	年間250日を超えて開設した日数に応じた額を補助	（年間開設日数－250日）×42,000円
	長期休業中に開設する場合は、開設日数に応じた額を補助 〔※2 小学校により日数が変わる場合有り〕	長期休業中の開設日数（3(6)ア～カに掲げる日及び土曜日は除く）×2万200円 80万8,000円（40日分（※2））
	長期休業中の午前8時から開設した日数に応じた額及び利用者への負担軽減対応に応じた額を補助	① 延長基本額 長期休業中の開設日数（3(6)ア～カに掲げる日、土曜日及び午前8時30分よりも前に利用する児童がいない日は除く）×1,123円 ②負担軽減加算 （1）市民税非課税世帯の場合上限2,400円 （2）多子世帯の場合、2人目は上限1,200円、3人目は上限2,400円
障害児受入補助	障害児受入のため専門的知識等を有する職員を配置する場合に補助	「実支出額」又は年額223万2,000円（障害児が2人以上在籍している場合で、市長が認める場合などは、人数に応じて加算となる場合あり）
施設賃借料補助	事業運営のために施設を借り上げる場合に賃借料、共益費及び管理費の一部を補助	「実支出額」又は「定員※に1.65㎡を乗じ20.00㎡を加えた面積に1.65㎡当たり月額4,253円を乗じて得た額」の低い方の額 ※最大44人 定員44人の場合 286万4,000円
送迎費補助	学校から放課後児童クラブへの移動時や、放課後児童クラブからの帰宅時等に、高齢者等による児童への付き添いや、バス等による送迎を行う場合の費用を補助 ※バス等車両に係る経費は燃料費のみ対象	58万1,000円
施設改修等補助	放課後児童クラブを運営するために必要となる施設改修や設備設置、備品（※3）購入等にかかる経費、及び開設準備経費（礼金・開設前月分の賃借料）の一部を補助 〔※3 備品とは、その性質又は形状を変えることなく、長期間にわたって使用できるものをいう。 ※4 ①～④については、いずれかのみとする。〕	【施設改修を伴うもの】 ①開設準備経費を含まない場合 「実支出額」又は「500万円」の低い方の額 ② 開設準備経費を含む場合 「実支出額」又は「560万円」の低い方の額
		【施設改修を伴わないもの】 ③開設準備経費を含まない場合 「実支出額」又は「100万円」の低い方の額 ③ 開設準備経費を含む場合 「実支出額」又は「160万円」の低い方の額（※4）
		④ 障害児受入のための既存施設改修 「実支出額」又は「100万円」の低い方の額

※ 補助金額に千円未満の端数があるときは、補助項目ごとに、これを切り捨てます。

※ 上記の単価は、令和7年9月時点の単価で計算しています。

(2) 補助金交付決定の取消し

広島市民間放課後児童クラブ補助金交付要綱に定める規定に違反した場合のほか、広島市補助金等交付規則（昭和36年広島市規則第58号）第18条に該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取消すことがあります。

5 応募要件

(1) 申請対象者

法人又は任意団体とします。

(2) 申請対象者の要件

各小学校区において、放課後児童クラブを円滑に安定して運営でき、次の要件を全て満たす団体とします。

ア 代表者又は役員が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又は執行を受けることがなくなるまでの者ではないこと。

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）及び民事再生法（平成11年法律第225号）による手続をしている法人でないこと。

ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

エ 広島市競争入札参加者指名停止措置要綱に規定する指名停止の措置に該当しないこと。

オ 法人税、消費税及び地方消費税、広島市税を滞納していないこと。

※ なお、建物等を賃貸借して運営する場合には、運営場所の賃貸借契約が成立していなくても応募は可能ですが、運営団体として決定後は、速やかに建物所有者と賃貸借契約を締結してください。

6 応募方法

(1) 提出書類

次の①～⑱について、原本1部、原本のコピー14部を提出してください。

① 民間放課後児童クラブ運営団体応募申請書

②（様式1）民間放課後児童クラブ運営応募申請団体の概要書

③（様式2）民間放課後児童クラブの運営方針・運営計画

④（様式3）民間放課後児童クラブ実施施設の位置図

⑤（様式4）民間放課後児童クラブ実施施設の概要

⑥（様式5）民間放課後児童クラブ実施施設の平面図

⑦（様式6）民間放課後児童クラブ実施施設等の現況写真

⑧（様式7）民間放課後児童クラブ実施収支計画書

⑨（様式8）民間放課後児童クラブ実施施設の賃貸借契約に関する申立書

⑩（様式9）誓約書

⑪（様式10）役員名簿

⑫（様式11）管理者（予定者）の経歴書

⑬（様式12）勤務体制一覧表

⑭ 法人税、消費税及び地方消費税、広島市税について、未納の税額（納期限が到来していないものを除く。）がない旨の証明書（申請日以前、3か月以内に発行されたもの）

⑮ 登記事項証明書（申請日以前、3か月以内に発行されたもの）

⑯ 定款、寄付行為等

⑰ 建物の建築確認済証の写し又は確認申請等台帳記載事項証明書（建築確認年月日が記載されているもの）

⑱ 耐震診断報告書又は耐震補強工事実施済みを証する書類

（昭和56年5月31日以前に建築確認済証が交付され、着工した建物の場合に限る。）

※ 複数の小学校区で応募される場合、①～③、⑨～⑪及び⑭～⑯の書類については、小学校区ごとに提出する必要はありません。

※ 法人格を持たない任意団体の場合、⑮の書類については提出の必要はありません。⑯の書類については団体の会則や規約など団体の組織体制や構成、活動内容が分かる書面（案でも可）の提出が必要です。

※ 管理者は、従事予定者でも構いません。1人以上の有資格者については、応募の際には資格を証する書面の写しは必要としませんが、運営団体としての選定後には資格を証する書面の写しの提出が必要となります。

※ 公募要領及び各様式の窓口での配布は次のとおりです。

広島市こども未来局放課後対策課で配布します。

また、広島市ホームページ上にも掲載していますので、応募者においてダウンロードしてください。

(2) 質疑応答

この要領に関する質疑は、次によります。

ア 質疑を提出できる者は、「5 応募要件」に該当する者としてします。

イ 質疑の方法

令和7年10月15日(水)～令和7年10月20日(月)午後5時15分までに、次のFAX又は電子メールに送信してください(件名は「民間放課後児童クラブ運営団体公募に係る質問票」とすること)。

FAX 082-242-2018

eメール hokago@city.hiroshima.lg.jp

※注 ◆電話及び来庁による質問、問い合わせは受け付けません。

◆質疑は、民間放課後児童クラブ運営団体公募に係る質問票(様式13)を使用し、簡潔に記入してください。

◆質疑に対する回答は、令和7年10月23日(木)までに、広島市ホームページに掲載するとともに、広島市こども未来局放課後対策課のカウンターに配置します。

(3) 応募書類の提出先

広島市こども未来局放課後対策課

(4) 応募書類の提出期間及び提出方法

ア 提出期間

令和7年10月15日(水)～令和7年11月25日(火)まで(必着)

(ただし、土曜・日曜日及び祝日を除き、午前8時30分から午後5時15分まで)

イ 追加書類及び資料の提出

応募書類の提出期間締め切り後、指示により追加書類及び資料の提出を求めた場合には、次の期間内に提出してください。

令和7年11月25日(火)から令和7年12月2日(火)まで(必着)

(ただし、土曜・日曜日及び祝日を除き、午前8時30分から午後5時15分まで)

ウ 提出方法

① 持参については、代理人でも可とします。

② 応募受付と同時に受付確認書を発行します。

③ 修正受付は、受付確認書を持参した場合のみ受け付けるものとします。

④ 応募書類の修正については、提出期間終了後は受け付けません。

⑤ 応募状況の問い合わせ及び提出書類内容の確認については、一切受け付けません。

⑥ 応募を辞退する場合は、応募の受付確認書と共に応募辞退届(様式14)を上記提出先へ持参してください。

(5) 応募取消し

応募した団体が、応募書類の提出期間の締切日の翌日(令和7年11月21日(金))から「7運営団体の選定」による選定までの間に、次のいずれかに該当することが判明した場合は、その応募を取消します。

ア 指示により求めた追加書類及び資料の提出が、(4)イに定める期間内に行われなかった場合

イ 公募要領に違反又は著しく逸脱した場合

ウ 申請内容に虚偽の内容が含まれていた場合

エ 「5 応募要件」に定める要件のいずれかに該当しなくなった場合

オ 応募した団体の代表者又はその関係者が、本募集の採否に係る働きかけを目的とし、直接又は間接に本市職員などの本件関係者と接触を持った場合

(6) その他

ア 応募の際に要する経費は、応募者の負担とします。

イ 提出された書類等は返却しません。

7 運営団体の選定

(1) 運営団体の選定

広島市民間放課後児童クラブ運営団体選定委員会（以下「選定委員会」という。）が応募要件を満たした団体から提出された書類及び面接により審査し、運営団体を選定します。面接は令和7年12月下旬を予定しています。面接の日程・場所等については、応募書類の提出期間の締切日以降に通知します。

(2) 選定基準

審査は、別紙2「民間放課後児童クラブ運営団体評価基準（以下「評価基準」という。）」により各選定委員が評価した点数を合計したものの平均点により審査することとし、加点項目を除く点が66.6点以上の団体を候補とします。複数の候補が生じた場合は、加点項目を含む点による順位付けを行い、最も高い評価を得た団体を選定します。また、同点となる団体が2団体以上の場合は、選定委員会において評議し、順位付けを行います。

(3) 選定の取消し

運営団体の選定後に、次のいずれかに該当する場合は、その選定を取消することがあります。その際の費用弁償には一切応じません。

ア 応募要件を満たさなくなった場合

イ 申請内容に虚偽の内容が含まれていたことが発覚した場合

ウ 申請時の計画を変更する場合であって、その内容が、選定結果に影響を与えるものと判断できる場合

(4) その他

選定にあたり、提出書類に関する問い合わせを行うことがあります。

8 審査結果

令和8年1月上旬に、評価項目の大区分ごとの評価点数の合計及び加点点数の合計並びに審査結果を通知する予定です。また、選定されたクラブの評価項目の大区分ごとの評価点数の合計及び加点点数の合計並びに全体の審査結果を広島市ホームページに公表します。

なお、選定された団体が、辞退した場合や令和9年4月1日までに選定結果に影響を与える計画変更があった場合には、次点の候補者に選定し直すことがあります。

9 その他

この要領に定めがない事項については、別途広島市の指示によるものとします。

(参考) 運営団体決定までの日程（予定）

月 日	事 項
10月15日（水）	公募要領の発表
10月15日（水）～10月20日（月）	質問書の受付（令和7年10月23日（木）までに回答）
10月15日（水）～11月25日（火）	応募申請書の受付け
12月下旬	書類審査・面接審査
1月上旬まで	運営団体の決定（内示）

※ 運営団体の決定（内示）以降に、補助金交付申請書の受付けを行い、補助金の交付を決定します。保護者説明会の4週間前には補助金交付申請書を提出してください。